

【2024年度 千曲市結婚新生活支援事業補助金】

新婚さんの新生活を応援します



～千曲市では、新婚世帯の新居にかかる費用、引越費用及びリフォーム費用の一部を**最大60万円まで**助成します～

◆対象となる世帯（次のすべての条件を満たす世帯が対象）

- ① **令和6年1月1日から令和7年3月31日**までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
（誕生日の前日に年齢が加算されます）
- ③ 対象となる住居が千曲市内にあり、申請時に夫婦の双方が当該住居の所在地に住民登録をしていること
- ④ 前年の夫婦の所得の合計額が500万円未満の世帯
※貸与型奨学金を返済している場合は、前年の奨学金の返済額を所得から控除します。
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助（他の自治体を含む）を受けていないこと。
- ⑦ 夫婦ともに市税等全て納めていること



◆継続補助

前年度の補助額が前年度上限に達していない場合は、上限額に達するまで継続して補助を受けることができます。（ただし、前年度上限額から既に交付を受けた額を差し引いた額を限度とします。）

◆補助対象経費

（**令和6年4月1日から令和7年2月28日**の間で婚姻日以降に支払われた分）

- ① 住宅の購入費用（ただし、土地の購入費用は対象外）
- ② 住宅の賃借費用（賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料）
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当は補助対象外となります。
- ③ 引越費用（引越業者又は運送業者に支払った費用）
- ④ リフォーム費用（ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用、エアコン等の設置費用は対象外）

◆補助金額

1世帯あたり **夫婦ともに29歳以下：上限60万円** **それ以外：上限30万円**

◆申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

- ※申請が3月になってしまう場合や令和7年3月に婚姻予定の方は事前にご相談ください。
- ※予算額に達した時点で受付を終了します。

◆申請に必要な書類など、ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【申請先・問い合わせ先】

千曲市役所 次世代支援部 こども未来課

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地 電話026-273-1111 E-mail:kodomo@city.chikuma.lg.jp